

調査番号
11

事業名	県単独中小企業設備貸与資金貸付金	財務コード (事業)	101301
-----	------------------	---------------	--------

細事業名	県単独中小企業設備貸与資金貸付金
------	------------------

担当部課室	産業労働 部 商業振興金融 課 金融 担当 (内線)	4615
-------	----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 S59 年度 ~ 終期 年度
------	-------------------

実施主体	県(直営)
------	-------

事業の目的	誰(何)を対象に 中小企業者	その対象をどのような状態にして ⇒ 必要な設備を導入することができる。	結果、何に結びつけるのか ⇒ 経営基盤の強化
-------	-------------------	--	---------------------------

事業概要

小規模企業者等設備導入資金助成法(以下「助成法」)に基づき、小規模企業者が経営基盤の強化等に必要な設備導入の促進を図ることを目的とした国補制度を補完する事業として、県が無利子でやまなし産業支援機構(以下「支援機構」)に貸付けを行い、支援機構は金融機関からの借入金等を加えた事業原資にて、中小企業者を貸付対象者とした、長期・低利の設備貸与事業(割賦、リース)を実施する。

(県)
 中小企業近代化資金特別
 会計
 融資枠5億円
 (無利子)

(金融機関)
 融資枠 5億円
 貸与枠の50%

(実施機関)
 支援機構
 融資枠 10億円
 貸与額 100万から1億
 円

中小企業者

中小企業者: 小売業であれば従業員50人以下又は資本金5,000万円以下。サービス業であれば、従業員100人以下又は資本金5,000万円以下。卸売業であれば従業員100人以下又は資本金1億円以下。製造業、その他の業種であれば従業員300人以下又は資本金3億円以下。

	償還期間	利率	特別利率	保証金
割 賦	6.5年(うち据置0.5年)	2.45%	1.85%	設備価格の10%
リ ー ス	3年から7年	1.398%~2.996%	1.370%~2.965%	なし

割 賦: 設備を支援機構が一旦取得した後、所有権を留保して貸付対象者に売買し、分割返済終了後に所有権を移転すること。
 リ ー ス: 設備を支援機構が取得して、それを貸付対象者に賃貸すること。
 特別利率: 一般社団法人CRD協会の「中小企業診断システム」により、企業の5段階評価(A~E)で上位2段階(A, B(B判定にあっては、偏差値55以上に限る。))に判定される企業に対して設定される利率。

貸付件数・金額
 (実施機関ベース) 平成23年度 17件(割賦10件、リース7件)、411,126千円(割賦231,825千円、リース179,301千円)
 平成24年度 16件(割賦7件、リース9件)、346,900千円(割賦178,991千円、リース167,909千円)

根拠法令等 山梨県単独中小企業設備貸与事業に伴う資金貸付制度要綱

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標	設備貸与事業の貸与件数	17件	14件	16件	15件	15件	活動指標 目標設定の考え方 過去3年の実績を参考に設定 データの出典等 県単独中小企業設備貸与事業実績等報告書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	114.3 %					
成果指標	設備導入資金利用状況調査により、投資の目的を達成できたと回答した企業の割合	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	成果指標 目標設定の考え方 中小企業者からの要望にて、必要な設備導入を図っていることを踏まえ100%を設定 データの出典等 設備導入資金利用状況調査
	成果指標達成率(実績値/目標値)	100.0 %					
決算額、予算額		205,563		173,450	500,000	500,000	成果指標によらない成果
(千円) うち一財額		0		0	0	0	
所要時間(直接分)		450 時間		450 時間	450 時間	450 時間	
所要時間(間接分)		0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計		450 時間		450 時間	450 時間	450 時間	
人件費11st単位:千円(@2,050円×所要時間)		923		923	923	923	

これまでの事業の見直し・改善状況

平成21年1月から設備貸与事業の貸与利率を引き下げるとともに、意欲ある優良な中小企業者に対しては特別利率を適用することとした。さらに、平成24年4月には貸与限度額の引き上げを行い、より利用しやすい条件に見直した。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記入すること
b	b	設備導入資金利用状況調査の結果、回答企業全社が投資の目的を達成できたとしており、意図した成果は上げられている。	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図し成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	積極的に設備投資を行い、経営改善を図ろうとする企業にとっては必要な事業であり、高い評価も得ている。これまで県と支援機構が連携し、ホームページによる広報に加え、商工団体等の機関誌を中心に広報を行ってきたが、より多くの中小企業者への認知度を高めるため、更に積極的な広報活動を行う必要がある。 (なお、平成27年3月31日を以て、助成法は廃止されることとなっており、現在、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」にて廃止後の設備資金制度の代替策検討を行っているところである。今後は、同会による代替策検討の推移を見守りつつ、県単制度の在り方についても検討していく必要がある。)	1

・「以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
 (g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	国補制度とあわせて年間100件以上、10億円前後の需要が存在しており、高い評価も得ていることから、平成26年度はもちろんのこと、平成27年度以降の事業継続についても、事業の成果や課題の検証、経営改善が図られた企業へのインセンティブの付与などの指摘を踏まえ、国補制度の代替策検討の推移を見守りつつ、検討を進めていく。 事前の審査について、支援機構は、県と連携して、予備審査会や外部の専門家を含めた審査委員会を開催し、適正な審査を行っている。また、貸付先からの相談に対して支援機構は、企業ニーズに応じた様々な支援事業をとおしてフォローアップを行っている。県は、今後も支援機構と連携して中小企業の経営基盤強化につながるよう努めていく。加えて、本事業の認知度を高めるため、より多くの中小企業者に積極的な広報活動を行っていく。	1・m

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度はもちろんのこと、平成27年度以降の事業継続についても、事業の成果や課題の検証、経営改善が図られた企業へのインセンティブの付与などの指摘を踏まえ、国補制度の代替策検討の推移を見守りつつ、検討を進めていく。 事前の審査について、支援機構は、県と連携して、予備審査会や外部の専門家を含めた審査委員会を開催し、適正な審査を行っている。また、貸付先からの相談に対しても、企業ニーズに応じた様々な支援事業をとおしてフォローアップを行っている。 今後も支援機構と連携して中小企業の経営基盤強化につながるよう努めていくとともに、本事業の認知度を高めるため、より多くの中小企業者に積極的な広報活動を行っていく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しが無い場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 商業振興金融課

細事業名: 県単独中小企業設備貸与資金貸付金

調査番号: 11

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H24	H25	H26	縮減等 B - A	具体的業務の見 直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
			所要 時間 (h)	所要 時間 (h) A	所要 時間 (h) B			
1 県単独中小企 業設備貸与資 金貸付業務	予備審査会の実施	毎月	110	110	110	0	なし	貸付金交付に係る実務であり、適正な時間で処理しているため。
	審査委員会の実施	毎月	44	44	44	0	なし	
	契約書締結、支払い業務	年3回	60	60	60	0	なし	
	貸付金償還業務	年2回	40	40	40	0	なし	
(小計)			254	254	254	0		
2 県単独中小企 業設備貸与資 金付随業務	要綱改正等	通年	100	100	100	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため、これ以上の縮減は困難である。
	他県等からの各種調査回答	通年	36	36	36	0	なし	
	関係機関等からの県単独中小企業設備貸与資金の取扱についての電話照会	通年	30	30	30	0	なし	
	広報誌作成	通年	30	30	30	0	なし	
(小計)			196	196	196	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			450	450	450	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの 事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)